

2021年5月19日

吸収分割に係る事前開示書面
(会社法第794条第1項及び会社法施行規則第192条に定める書面)

東京都新宿区西新宿八丁目5番1号
株式会社ブロードバンドセキュリティ
代表取締役 滝澤 貴志

当社は、2021年5月14日付けで、モーニングスター株式会社（以下「分割会社」といいます。）との間で、当社を吸収分割承継会社、分割会社を吸収分割会社とする吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）に係る吸収分割契約を締結いたしました。よって、以下のとおり、本吸収分割に係る事前開示をいたします。

1. 吸収分割契約の内容（会社法第794条第1項）

本吸収分割に係る吸収分割契約の内容は、別紙1のとおりです。

2. 会社法第758条第4号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第192条第1号）

当社は、本吸収分割に際して普通株式 556,844 株を新たに発行し、その全てを分割会社に割当交付いたします。割当株式数については、独立した第三者評価機関である株式会社ブルータス・コンサルティングが DCF 法により算定した結果を踏まえて、当社は分割会社の作成した事業計画をもとにこれまでの業績動向や同事業を取り巻く市場環境等を勘案して予測した収支見込みに基づいて事業価値を 912 百万円から 1,303 百万円までと算定し、両社間で本会社分割について慎重に協議した結果、対象事業の事業価値を 1,200 百万円とし、2021年4月1日～2021年4月30日の当社の平均株価 2,155 円をもとに決定したため、当社はその内容は相当と判断しております。

また、本吸収分割により増加する当社の資本金、資本準備金及びその他資本剰余金の額は、本吸収分割後の当社の資本政策等を考慮し、会社計算規則に基づき以下のとおり決定したものであり、相当と判断しております。

- (1) 資本金 0円
- (2) 資本準備金 0円
- (3) その他資本剰余金 会社計算規則第37条により算出される額

3. 吸収分割会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容（会社法施行規則第 192 条第 4 号イ）

分割会社は、有価証券報告書及び四半期報告書を関東財務局に提出しています。最終事業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）によりご覧頂けます。

4. 吸収分割会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 192 条第 4 号ハ）

該当事項はありません。

5. 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 192 条第 6 号イ）

該当事項はありません。

6. 吸収分割が効力を生ずる日以後における当社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 192 条第 7 号）

当社の 2021 年 3 月 31 日現在の貸借対照表における資産の額は 2,870 百万円、負債の額は 1,811 百万円であり、その後、これらの額に重大な変動は生じておりません。

本吸収分割により、当社が分割会社から承継する資産の額は約 56,506 千円（2021 年 3 月 31 日現在）、負債の額は約 56,184 千円（2021 年 3 月 31 日現在）であり、これらの金額に効力発生日の前日までの増減を加減して確定いたします。また、本吸収分割の効力発生日までに当社の資産及び負債に重大な変動を生じる事態は、現在のところ予測されておりません。

以上より、本吸収分割後における当社の資産の額は負債の額を十分に上回る見込みです。

以上の点、並びに当社の収益状況及びキャッシュ・フロー等に鑑みて、当社の負担する債務については、本吸収分割の効力発生日以後も履行の見込みがあると判断しております。

別紙 1 吸収分割契約書



吸収分割契約書

モーニングスター株式会社（以下「甲」という。）及び株式会社ブロードバンドセキュリティ（以下「乙」という。）は、次のとおり吸収分割契約書（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（吸収分割）

本契約に定めるところに従い、甲は、甲のウェブ・コンサルティング事業（甲におけるゴメス・コンサルティング事業部の事業）（以下「本件事業」という。）に関して有する権利義務を、吸収分割（以下「本件吸収分割」という。）の方法により乙に承継させ、乙はこれを承継する。

第2条（当事者の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、それぞれ次のとおりである。

(1)吸収分割会社（甲）：

商号：モーニングスター株式会社
住所：東京都港区六本木一丁目6番1号

(2)吸収分割承継会社（乙）：

商号：株式会社ブロードバンドセキュリティ
住所：東京都新宿区西新宿八丁目5番1号

第3条（乙が本件吸収分割により承継する権利義務）

甲は、乙に対し、本件吸収分割により、別紙1「承継権利義務明細表」のとおり資産、債務、雇用契約その他の権利義務（以下「本承継対象権利義務」という。）を承継させる。

第4条（分割対価）

- 乙は、本件吸収分割に際して、新たに発行する普通株式556,844株を、甲に対して、交付する。
- 前項に定める株式の交付については、以下の振替口座に対する新規記録手続及び振替手続により行うこととする。

証券会社名：株式会社SBI証券

口座名：モーニングスター株式会社

部店名：インターネットコース

部店コード：Z39

口座番号：620980

加入者口座コード：112566000170001063400

第5条（乙の資本金及び準備金）

乙が本件吸収分割により増加する資本金、資本準備金及びその他資本剰余金の額は、次のとおりとする。

- (1)資本金 0円
- (2)資本準備金 0円
- (3)その他資本剰余金 会社計算規則第37条による算出される額

第6条（本件吸収分割の効力発生日）

本件吸収分割が効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2021年7月1日とする。但し、本件吸収分割の手續の進行上の必要性その他の事由により必要があるときは、会社法第790条の定めるところに従い、甲及び乙の間で協議した上で効力発生日を変更することができる。この場合、甲は、変更前の効力発生日（変更後の効力発生日が変更前の効力発生日より前の日である場合にあっては、当該変更後の効力発生日）の前日までに、変更後の効力発生日を公告する。

第7条（移転手續）

乙が承継する資産の権利移転に関して、登記、登録、通知等の手續が必要となるものについては、甲乙協力してその手續を行うものとする。但し、当該手續に要する費用は、乙の負担とする。

第8条（分割承認總會）

1. 甲は、会社法第784条第2項の規定により、同法第783条第1項に定める株主總會の承認を得ないで本件吸収分割を行う。
2. 乙は、会社法第796条第2項の規定により、同法第795条第1項に定める株主總會の承認を得ないで本件吸収分割を行う。

第9条（善管注意義務）

1. 甲及び乙は、本契約の締結後、効力発生日までの間において、それぞれ善良なる管理者の注意をもってその業務の執行及び財産の管理運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、甲及び乙の間で協議した上でこれを行うものとする。
2. 甲及び乙は、効力発生日の前後を問わず、(i)本契約の定めに違反する事由が判明若しくは発生した場合、又は、(ii)効力発生日の前日までの間に、本件吸収分割の実行に影響を及ぼす事由が判明若しくは発生した場合には、直ちにその事実を相手方に通知しなければならない。

第10条（競業禁止義務）

1. 甲は、本件吸収分割の効力発生日から3年間、本件吸収分割の効力発直前に

甲において本件事業独自のサービスとして行っていたIR/ESGサイト評価レポート、Webサイトのパフォーマンス管理及びSEO対策と同一の事業（以下「本件競業対象事業」という。）を行ってはならない。

2. 甲は、本件競業対象事業に属する業務を第三者に委託して、これを行わせてはならない。

第11条（補償）

甲及び乙は、本契約に基づく義務の違反に起因又は関連して、相手方に生じた損害、損失、費用、負担その他の支出について、相手方に対し補償する。

第12条（本契約の変更等）

本契約締結日から効力発生日までの間において、天災地変その他の理由により、本件事業又は本承継対象権利義務に重大な変動が生じた場合その他本件吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合には、甲及び乙は協議した上で、本契約に定める本件吸収分割の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第13条（準拠法・管轄裁判所）

本契約は日本法を準拠法とし、本契約に関連して発生する訴訟その他の一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第14条（協議事項）

本契約に定めるもののほか、本件吸収分割に関して必要な事項については、甲及び乙が協議した上でこれを決定するものとする。

本契約成立の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

2021年5月14日

甲：東京都港区六本木一丁目6番1号
モーニングスター株式会社
代表取締役執行役員社長 朝倉 智也



乙：東京都新宿区西新宿八丁目5番1号
株式会社ブロードバンドセキュリテイ
代表取締役CEO 滝澤 貴志



別紙1

承継権利義務明細表

乙は、本件吸収分割により、効力発生日における甲の本件事業に属する次に記載する資産、債務、雇用契約その他の権利義務を甲から承継する。

なお、承継する権利義務のうち資産及び負債については、2021年6月30日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日に至るまでの増減を加除した上で確定する。

1. 承継される資産

(1) 流動資産

本件事業に属する売掛金、前払費用、前渡金その他の流動資産（但し、未収利息、仮払消費税、仮払税金、繰延税金資産を除く。）

乙は、承継される本件事業に属する前受金と同額の甲に対する未収金を計上する。

(2) 固定資産

本件事業に属する器具備品、商標権、ソフトウェア、ソフトウェア仮勘定その他の固定資産（但し、建物付属設備、建物付属設備についての減価償却累計額、本件事業に属さない商標権を除く。）

2. 承継される負債

(1) 流動負債

本件事業に属する買掛金、未払金、前受金その他の流動負債（但し、未払消費税、仮受消費税、未払法人税等、預り源泉税を除く。）

(2) 固定負債

なし

3. 知的財産権

本件事業に属する特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権その他の知的財産権及びノウハウ

4. 雇用契約以外の契約

効力発生日において本件事業に属するソフトウェア利用許諾契約、保守・運用サービス契約、ソフトウェア開発業務委託契約、業務委託契約その他一切の契約における契約上の地位及びこれらの契約に付随する権利義務

5. 雇用契約

効力発生日において本件事業に属する従業員との間の雇用契約上の地位及びこれ

らの契約に基づいて発生した一切の権利義務

6. その他

本件事業のみに属する甲の許可、認可、承認、登録及び届出等のうち、甲から乙への承継が法令上可能であるもの（但し、甲が引き続き保有する必要があるものを除く。）

